

人事・労務を見つめる・・・



## 令和元年5月号 Vol.149



「時代の移り変わり」 撮影者 中尾撮影地 大阪市中央区 大阪城公園

## #今月のTOPICS#

#### 【人事·労務】

- ・賃金支払い5原則
- ・就業規則の周知はできていますか?! 裁判でも逆転敗訴?!

#### 【その他】

- 今年(2019年)4月からの助成金の見直し
- ·春·夏·冬のはなし Vol.101
- ・今月の書籍紹介 「世界が変わる「視点」の見つけ方 未踏領域のデザイン戦略」
- •5月の税務と労務の手続[提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する 社会保険労務士を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。また、他士業(弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等)との幅広いネットワークでトータル的にバックアップします。

【発行元】合同会社のぞみプランニング 〒530-0012 大阪市北区芝田 1 丁目 4-17-5F TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】合同会社のぞみプランニング 〒530-0012 大阪市北区芝田 1 丁目 4-17-5F TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145 理念:「共に学び、共に育み、共に分かち合う」 http://www.nozomiplanning.com/



# ◆人事労務◆

#### ■ 賃金支払い5原則

4月入社の新入社員は、いよいよ初めての給料日を迎えます。 賃金の支給と控除のさまざまな情報が載っている給与明細書についてご案内します。

#### 1. 給与明細の主な記載項目

- ・「2019年4月給与」などの表示、氏名、社員番号、所属などの属性
- ・勤怠内容(出勤日数、労働時間数、時間外労働時間数など)
- ・支給項目(基本給、通勤手当など)
- ・控除項目(社会保険料、税など)
- ・差引支給額、銀行振込額、支給控除累計など

その他、年次有給休暇の残日数や社長からのメッセージを載せる会社もあります。 給与明細は近年、電子化・Web 化が進んでいます。

#### 2. 給与明細を作成する根拠

控除額の通知に関しては、健康保険法(167条3項)および厚生年金保険法(84条3項)において、「事業主は(中略)保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない」とあります。労働保険徴収法(32条)や所得税法(231条)にも類似の条文があります。

また、給与を口座振込等する場合には、個々の労働者に対し、所定の賃金支払日に、次の①~③の金額等を記載した賃金の支払に関する計算書を交付することとされています。(平成 10.9.10 基発 530 号)

- ① 基本給、手当その他賃金の種類ごとにその金額
- ② 源泉徴収税額、労働者が負担すべき社会保険料等賃金から控除した金額がある場合には、事項 ごとにその金額
- ③ 口座振込み等を行った金額

計算書としての機能を活用し、出張等の経費精算を併せて行う会社もあります。

#### 3. 賃金支払いの5原則

労働者の経済生活を支える大切な賃金ですので、支払いについての原則が5つ定められています。 (労働基準法24条)

- (1) 通貨払いの原則
- (2) 直接払いの原則
- (3) 全額払いの原則
- (4) 毎月1回以上の原則
- (5) 一定期日払いの原則





#### ■ 就業規則の周知はできていますか!?裁判でも逆転敗訴?!

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければならないことはご存知の通りです。重要なのは、この就業規則は、作成・届出しても**労働者に周知できていなければ、法的な効力が発揮されないということです。** 

周知についての認識はあるものの、実際には「周知した」ことの記録や物証がないケースは意外に多く、最近の訴訟でも周知されていないため敗訴になるケースが増えています。例えば、定額残業代制度や変形労働時間制を採用していても周知されていないと判断され、割増賃金を請求されたり、休職期間満了時の退職でトラブルになったりする可能性が生じます。今回は、会社側が証明せねばならない「就業規則の周知」の重要性について改めてお伝え致します。

労働基準法の第106条では、『使用者は、…就業規則を常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。』と定め、周知は以下のいずれかの方法により行わねばならないとしています。

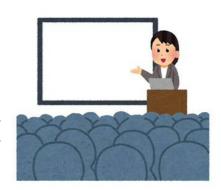
- (1) 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること
- (2) 書面を労働者に交付すること
- (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に 労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

上記ルールに沿った周知がされていない就業規則は、その有効性が否定されることになります。せっかく作った就業規則が、「周知」が不十分であった為に無効にならないように徹底しましょう。

- ・掲示や備え付け、共有フォルダへの保管等を行っていても、そこに就業規則が存在することを 労働者が知らないと「周知」にはならない。 → 労働者に知らせること
- ・労働者へ知らせる際、口頭での説明だと聞いた聞いていないの話になりかねない。書面での交付は、 労働者側からの「知らなかった」という反論を防ぐ点で有効。
  - →就業規則の置き場所を、雇用契約書に記載する。確認したとう署名をもらう。
- ・・採用の際、就業規則そのものを見せる。また保管場所も一緒に確認する。

# ★ポイント★ 労働者本人が、就業規則の存在、場所をしっかり「認識」できているかどうか! ~裁判例~

- ①中部カラー事件(東京高裁平成 19 年 10 月 30 日判決) 全体朝礼において<u>口頭で説明のあった</u>就業規則の変更と、変更によって適用される退職金の計算式については<u>周知として不十分とし、</u> 実質的な周知はなされていないと判断。(→変更前の就業規則が有効)
- ②菓子販売店K事件(甲府地裁平成29年3月14日判決) 就業規則は、従業員控室の棚に備え付けてあったが、<u>その場所を労働者</u> 本人に伝えたことの客観的証拠はなく、就業規則の内容を知り得る状態 においていなかったと判断。
  - →懲戒解雇が無効になった)



#### ●まとめ

就業規則は、会社や雇用契約の内容となるルールを定めるものですから、積極的に周知する必要があります。その際、労働者がきちんとその就業規則を「認識」していることがとても重要です。



# ◆ そ の 他 ◆

#### ■ 今年(2019年)4月からの助成金の見直し

今年4月より助成金等の見直しが行われていますので、概要をご紹介します。

- ●次の助成金について、新たなコースの新設・コースの整理統合・支給額の見直しなどが行われました。
  - ① 労働移動支援助成金
  - ② 65 歳超雇用推進助成金
  - ③ 特定求職者雇用開発助成金
  - ④ トライアル雇用助成金
  - ⑤ 中途採用等支援助成金
  - ⑥ 両立支援等助成金
  - ⑦ 人材確保等支援助成金

- ⑧ キャリアアップ助成金
- ⑨ 障害者雇用安定助成金
- ⑩ 生涯現役起業支援助成金
- ① 人材開発支援助成金
- 迎 地域雇用開発助成金
- ③ 通年雇用助成金

※ 例えば、⑦の「人材確保等支援助成金」の一つとして「働き方改革支援コース」が新設されていま す。その概要は、次のとおりです。

時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コースに限る。)の支給を受けた中小企業事業主が、雇用管理改善のための計画を策定し、新たに労働者を雇い入れ、および人員配置の変更、労働者の負担軽減その他の雇用管理の改善に取り組んだ場合に助成

助成額 ➡ 雇い入れた労働者1人当たり60万円(短時間労働者の場合は40万円)

- 建10人分が上限。
- ④生産性要件を満たした場合、雇い入れた労働者1人当たり15万円(短時間労働者の場合は10万円)を加算。

#### ●不正受給対策の強化も図られました。

- ・不支給期間の延長……不正受給を行っていた事業主等に、助成金を支給しない期間「過去3年以内」 →「過去5年以内」
- ・返還命令等の規定の新設……不正受給を行った事業主等に対し、都道府県労働局長はその全部または一部の返還を命ずることができるほか、その返還を命ずる額の2割に相当する額以下の金額の納付を命ずることができる。
- ・事業主名等の公表規定の新設……都道府県労働局長は、助成金の不正受給をした事業主等の氏名等 を公表できる。

受給要件を満たしているかどうかの確認をより一層厳密に行う必要があります。ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。





# **Vol.10<sup>1</sup>** 八崎さんの

# 春・夏・冬の時なし





## 一 "令和" に想う 一

わが家に最初の孫が誕生したのが平成元年1月。そして最年少の孫が平成最後の4月に中学に入学、別に珍しくもないゴロ合わせだが、それでも入学式のあった夜の食卓ではそれが一寸した話題になりました。新元号まであと何日と、連日のカウントダウンで平成に対してどこか惜別にも似た感情が、家族の間に漂っていたのでしょう。

一昨年私は、本コラムの"蘇える日々"の中で、高校同窓会の余話を書いていました。2年に一度、4月に開催してきた同窓会も、古稀を迎えた頃から出席者は減少の一途を辿り、100名、70名、そして前回は遂に50名台となり、次回(今年)はいよいよ中締めの宣言をすることになるのでは…と囁き合っていました。そんな中で今年の代表幹事役となった私が真っ先に頭に浮かんだことは、1ヵ月延期して新元号の5月に開催したいということでした。

日頃の活動に何かと制限されたり控えることはあっても、新しく体験したり挑戦することが見られなくなった人が多い今、青春時代の一つのシンボリックな存在である高校の同窓会までもが、平成と一緒に消えてしまうことになるかも?…戦後6・3・3制が施行され、私たちは急拠3年で旧制中学を卒業し、男女共学の新制高校に編入学することになりました。

同級生 200 名と一緒に高校(旧茨木高等女学校)の門をくぐった時、セーラー服姿の女学生が一斉に拍手で迎えてくれた情景は、今も忘れられない衝撃ともいえる瞬間でした。その同窓会が平成の終焉と共に終止符を打つことになるのは、余りにも淋し過ぎるのでは一、そこで私は発想を変えて新しい御代の元年に開催しようと考えたのです。

偶然のことですが、このコラムも同じような事態になると気付いたのが昨年の夏。執筆し始めた当初は、100号を迎えた時に筆を置こうと考えていました。平成23年から始め満8年と4ヶ月、即ち今年の4月で丁度100号目、平成の終わりと同時にこのエッセイも終わりを迎えることに…。同窓会と同じような発想に陥りました。というわけで令和元年のスタートが101号となってこれを綴っている次第で、今しばらくお付き合い下さい。

さて4月1日、菅長官が新しい元号を掲げられた瞬間、元年の前にくる2文字だけを空けて用意していた同窓会の案内状に"令和"の文字を入れ、早速発送の準備にかかりました。令和まであと20日になった頃、作家の曽野綾子氏が連載しているエッセイを、平成の終わりと一緒に打ち切るとのニュースを聞いた時、私は全く反対の発想で良かったと、何故か浮いたような不思議な気分になったものです。

令和、この心地良い響きのことば、国文学者によりその意味する由来を教示されると、感動すら覚える元号になりました。過日大阪城の夜桜見物に行った時、寒の戻りを思わせる寒い中でのグループの1人が突然"令月の梅花と思えばまた楽し"と声を上げると、皆んな笑い乍らも"季節感ではその通り!"と反応する人もいました。大多数の国民が好感を持って迎えようとしている令和。発表された夜に感想を求められたある政党の党首は、"元号は強制されるべきものではない…"と全く頓珍漢な回答。昭和、平成の時代にこの党首は元号を使う時にはどんな反応をしていたのだろうと思ったり、また別の委員長は、"令和の令は命令の令で、お上の言うことには国民はよく従えという安倍首相の魂胆がみえる…"と、素直に物事が考えられない哀れなコメント。そんなマイナスイメージは忘れ、あとは長い連休疲れが回復した頃に催す私達の同窓会のことだけが心中に去来している毎日です。

筆者紹介:八崎輝義 日本チバガイギー㈱教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事を歴任、現京薬会相談役。著書 "エイズ"、"京薬会の120年の軌跡"等執筆。





#### 今月の書籍紹介~一押しの一冊をご紹介します~



### 『世界が変わる「視点」の見つけ方 未踏領域のデザイン戦略』

著者 佐藤可士和 (発行所 集英社新書 780円+税)

この本は、クリエイティブディレクターの佐藤可士和さんが慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスで 行っている「未踏領域のデザイン戦略」という講義について、紹介している本です。

私は以前とても気に入ったデザインの携帯電話を持っていたのですが、そのデザインをしたのが 佐藤可士和さんと知り、佐藤さんの本が出ると必ず読んでいます。

「デザイン」という自分の仕事とは一見かけ離れた世界で、また自分が持っていないオリジナリティや創造力というスキルを使っての仕事の話は、読んでいてもわからないところもありますが、 佐藤さんの「クリエイティブの力を使って問題解決をする」という手法は、誰でもが参考になると思います。

「デザイン」を狭義でとらえれば、グラフィックやプロダクトといった専門的な領域にとどまりますが、もっと広義にとらえれば、多くの人が使えるツールとなり社会全体の中で問題解決の可能性は大きく広がります。広義のデザインとは意匠的な技術ではなく、思考法のことだ。と佐藤さんはおっしゃっています。

「未踏領域」とは、今までデザイナーが意識して取り組んでこなかった領域です。 この講座が始まってから取り組んできたテーマは「防災」「健康」「平和」「幸福」といったテーマ だそうです。そのテーマに対する学生たちの取り組み、また講師陣がどのように学生を導いていっ たか、というようなことが佐藤さんの厳しい視点から描かれています。

「未踏領域のデザイン戦略」の講義は大変人気が高く毎年、履修選抜試験によって受講生が決まります。それは優秀な学生が選ばれるというわけではありません。チームメンバーに多様性が出るようにチームの「デザイン」に相当な時間をかける、といったように、授業そのものがすでにデザインされています。

本書では、学生たちが作ったプレゼン資料の紹介や、学生からの質問に対するQ&A、学生へのインタビュー、講師陣の対談、など多方面から講義の内容やデザイン戦略について知ることができ、その中に自分の仕事にも通じるところや参考になるところがあり大変関心深く読めます。

また、最終章の「「視点」をつかむためのヒント」では、戦略を考えるためのヒントがちりばめられています。 いろんな業種の方に読んでいただけたら嬉しいです。

(宮本真理子)





## <5 月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

#### 10 日

- ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵 便局または銀行]
- ○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以 降に採用した労働者がいる場合>

「公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

#### 31 日

- ○軽自動車税の納付「市区町村]
- ○自動車税の納付「都道府県]
- ○健保・厚年保険料の納付「郵便局または銀行」
- ○健康保険印紙受払等報告書提出 [年金事務所]
- ○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況 報告書の提出 [公共職業安定所]
- ○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

#### ~ちょっとブレイク~



#### 撮影者のコメント

「今月より、元号が「令和」に変わりました。 時代の移り変わりを感じる出来事ですが、それを長く見てきたものとして、古い建物があります。写真は、大阪城のそばにあるミライザ大阪城です。昭和の初めに建てられ、軍司令部、警視庁、警察本部、大阪市立博物館と役割を変え、今は様々な店舗が入る複合施設として賑わっています。弊社も今春より新たな体制となっています。より一層お客様にお役立ちできるよう努めてまいります。」

撮影者 中尾 恭之

#### 当事務所より一言

平成が終わり、令和が始まりました

約200年ぶりの譲位による改元ということで、ニュースや新聞でも「平成最後の」の文字が踊り、前回の昭和から平成への改元時には考えられなかった様相を呈しています。

いささか過熱しすぎな感は否めませんが、過ぎゆく 時代を惜しみながら訣別し、新たな時代に期待する 気持ちの現れなのかもしれません。

そんな新時代は、AIの台頭により、現在の仕事の約半分が10年から20年の間になくなるとも言われています。それを不安視する動きもあるようですが、自動運転の自動車が走り回り、無人の店舗やロボットによる応対が当たり前の世界には、コミュニケーションや共感、創造性を必要とする仕事の重要度はますます高まります。

創造性といっても特別なものばかりではなく、大きな視点でどうすれば業務をうまく進められるか、商品やサービスを利用した人に喜んでもらえるかという、よりよい仕事の在り方を考えるということだと思います。

社会の在りようが大きく変化する時代になることが 予想される令和を迎えるにあたり、人間にしかでき ない、自分にしかできない仕事について考える機会 にするのもいいのではないでしょうか。

今月ものぞみプランニングレポートをお届けできる ことを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」 「絆」に心より感謝申し上げます。

by 久保田 裕美

